



第6章 計画実現のために

1 計画の推進体制

少子化の進行、ひとり親家庭の増加、待機児童の解消等、「第3章 3子ども・子育ての課題」に掲げる課題の解決を進めていくためには、本計画を着実に推進していくことが必要です。

計画の推進に当たり、本市は、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、子どもとその保護者に適切な環境が等しく確保されるよう、内部での連携のみならず、各関係機関と連携を強化し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

(1) 行政の推進体制

子ども・子育てに関する施策は、保健、福祉、教育、まちづくり等、多岐にわたることから、子育て支援課が中心となって関係部局との連絡調整を緊密に行い、連携して施策を推進していきます。

更に、荒尾市地域福祉計画など、他の計画との調和を図り、熊本県をはじめとする関係する行政機関・団体とも連携を図りながら取り組みます。

その他、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣の市町と連携した事業の実施を行う等、広域的取組を推進します。

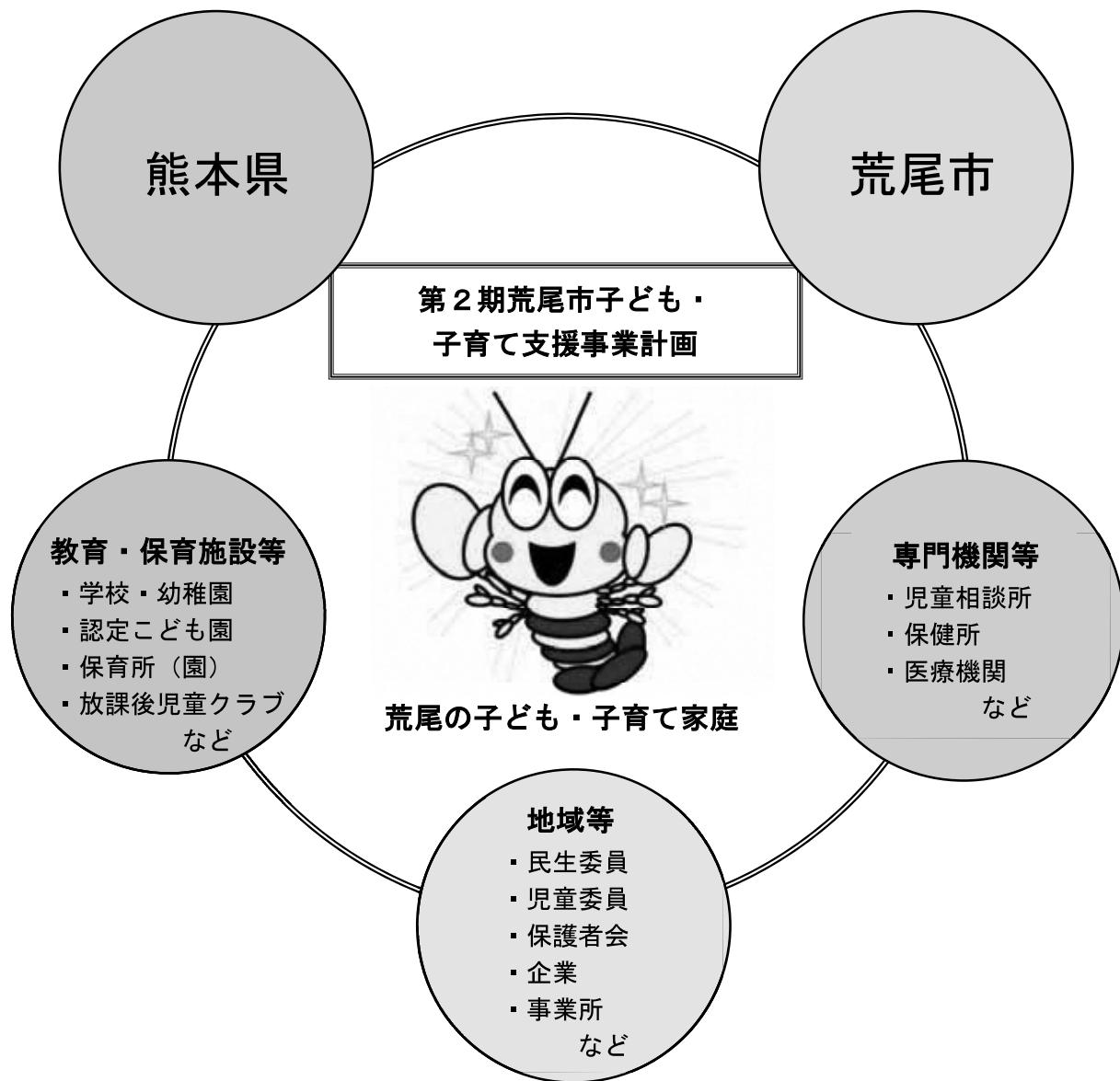


(2) 関係機関相互による推進体制

本計画における「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施、児童虐待防止対策及び子どもの貧困対策の推進については、行政のみならず、教育・保育に関する事業関係者や地域等の協力が必要不可欠です。

地域の中では、民生委員・児童委員協議会、保護者会、子育て支援団体等の多様な主体が子どもと子育て家庭を支援する取組を行っています。また、企業や事業所においては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が進められているところであります、これらの取組主体が必要に応じて相互に連携・協力を図りながら、子どもと子育て家庭を支援する取組を行うことを推進できるよう、子ども・子育て会議における意見等を踏まえながら検討を進めていきます。

関係機関との連携イメージ図



2 進捗状況の点検と評価・公表

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、P D C Aサイクルに基づき計画的かつ円滑に推進していくことが重要です。

本計画の進捗状況については、「荒尾市子ども・子育て会議」において報告し、実施内容の点検・評価を行うこととしますが、この「荒尾市子ども・子育て会議」は、子ども・子育てに関する学識経験者や関係機関の代表者だけでなく、地域の民生委員・児童委員や教育・保育施設を利用する保護者の代表等で組織されており、本市の子ども・子育て支援に関する取組に対して様々な視点から点検・評価が実施されます。また、その取組を市のホームページ等を通じて公開することで、市民や関係機関等への周知に努めます。

なお、本計画における取組や量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の動向を総合的に勘案したうえで、必要に応じて計画の中間年を目安として見直しを行うこととします。

